

千葉県情報公開条例の一部を改正する条例（案）の概要

1 改正趣旨

平成13年4月に施行された本条例について、情報公開にかかる状況の変化や他の都道府県の制度状況を踏まえ、情報公開の一層の推進を図るため、県外者の開示請求手続の簡素化と開示決定期限の短縮化を図る改正を行うものです。

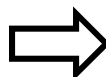
2 主な改正内容

(1) 開示請求権者

県外者については、請求にあたって、現行その理由の明示が必要となっているが、改正後は、何人も、理由の明示なしに開示請求をすることができる。

<現行>

- ・ 県内在住・在所の個人・法人等（＝県民）
- ・ 県内に在勤・在学の個人
- ・ 県外者（理由の明示が必要）



<改正案>

何人も、開示請求できる。
（理由の明示が不要）

【改正理由】

- ・ 情報化社会の進展や現在の請求状況（条例制定当時と比べ、年間の請求件数が4分の1程度に減少）を踏まえ、県外者に請求理由の明示を求める合理的理由が乏しくなっている。
- ・ 他の45都道府県が県外者に請求理由の明示を求めているいない。

(2) 開示決定期限

原則30日以内に決定し、例外として、さらに30日以内に限り延長できるが、改正後は、原則15日以内に決定し、延長期間を含めたトータルの期限については、現行の「60日」とする。

<現行>

30日 + 30日 = 60日
（原則） （延長） （トータル）



<改正案>

15日 + 45日 = 60日
（原則） （延長） （トータル）

【改正理由】

- ・ 条例制定当時と比べ、年間の請求件数が4分の1程度に減少している中、他の都道府県と比べて特殊な状況があるとはいえない。
- ・ 他の45都道府県が15日以内としている。
- ・ 処理に時間を要する大量請求がある中、適切な決定をするために、トータルで現行の60日を維持する必要がある。

3 施行年月日（予定）

令和2年4月1日